

## 決算変更届 自己点検表(法人用)

番号	点検項目	チェック欄
<b>1 建設業法第11条の規定による変更届出書の表紙</b>		
①	許可番号、許可年月日、住所、商号等、記入事項に間違い、記入漏れがない。	
<b>2 変更届出書</b>		
②	法人番号の記入漏れ、間違いがない。	
③	代表者印が押印されている。	
④	記載されている事業年度は間違いはない。(前年度の事業年度を記載していない。)	
<b>3 工事経歴書</b>		
⑤	記載要領のとおりに記載されている。 ア 経営事項審査を申請しない場合は、「請負代金の額」の合計が、概ね7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載する。 イ 経営事項審査を申請する場合は、元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、その他全ての完成工事高の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する。ただし、軽微な工事は1業種につき10件を超えて記載することは要しない。	
⑥	記載にあたっては、「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることがないか。個人の氏名が特定される記載は、例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する。	
<b>4 直前3年の各事業年度における工事施工金額</b>		
⑦	計算間違いはない。検算済み。	
⑧	許可を受けている全ての業種が記載されている。また、許可を受けている全ての業種の工事経歴書が添付されている。(実績がなくても添付している。)	
⑨	「直前3年の各事業年度における工事施工金額」と「工事経歴書の合計金額」が一致している。	
⑩	「直前3年の各事業年度における工事施工金額の合計金額」と「損益計算書の完成工事高」が一致している。	
<b>5 財務諸表</b>		
⑪	計算間違いはない。検算済み。	
⑫	記入漏れはない。(各計に金額が記入されていれば、内訳の勘定科目は金額が記入されている。)	
<b>5-1 貸借対照表</b>		
⑬	「資産合計」と「負債純資産合計」が一致している。	
⑭	資本金額に間違いはない。(変更がある場合は、別に変更届が提出されている。)	
⑮	「利益剰余金合計」と「株主資本等変動計算書の利益剰余金(当期末残高)」が一致している。	
⑯	「株主資本合計」と「株主資本等変動計算書の株主資本合計(当期末残高)」が一致している。	
⑰	「純資産合計」と「株主資本等変動計算書の純資産合計(当期末残高)」が一致している。	
<b>5-2 損益計算書</b>		
⑱	「完成工事原価」と「完成工事原価報告書の完成工事原価(計)」が一致している。	
⑲	「当期純利益」と「株主資本等変動計算書の当期純利益」が一致している。	
<b>5-3 株主資本等変動計算書</b>		
⑳	「当期首残高」と前期の「株主資本等変動計算書の当期末残高」が一致している。	
<b>5-4 注記表</b>		
㉑	消費税の処理方法等、必要事項が記載されている。 経営事項審査を申請する場合、課税事業者については売上及び仕入れとも「税抜方式」で作成し、免税事業者については「税込方式」で作成する。	
<b>6 納税証明書</b>		
㉒	使用目的が「建設業に係る許可申請等のため」、実績欄が「決算期年月日」の県税納税証明書が添付されている。	
<b>7 事業報告書</b>		
㉓	株式会社の場合、事業報告書が添付されている。	
<b>8 附属明細表</b>		
㉔	特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出する。 ア 資本金の額が1億円超であるもの イ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの	